

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項の規定による許可に係る
神戸市建築審査会の意見を包括的に聴く取扱いについて

(趣旨)

- 1 この基準は、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ意見を述べることにより、建築審査会の意見聴取手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(建築審査会の意見)

- 2 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第25条に基づく建築物の敷地面積の制限に適合しない建築物で、下記3に該当する場合には、「特に支障がない」という条例第32条第1項による意見があったものとして処理する。

(意見の対象)

- 3 次のいずれかに該当するものを、意見の対象とする。
 - (1) 建築物の用途がバス停留所又はタクシー乗場の上家であり、次の要件のすべてに適合するもの。
 - (ア)設置場所
道路のうち、歩道、駅前広場の島式乗降場等(以下、「歩道等」という。)に設置するものであって、有効残幅員を2m以上(自転車歩行者道にあっては3m以上、自転車歩行者専用道にあっては4m以上)確保できる配置及び形状であること。また、当該歩道等の建築物を設置する部分の使用について、道路の所有者及び管理者と協議が終了していること。
 - (イ)形態
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
 - (ウ)規模
上家の階数が1であり、歩道等の路面から有効高さが原則2.5m以上確保されていること。
 - (エ)構造
建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。
 - (2) 道路管理者が設ける道路の付属物(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項に該当するものをいう。)である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件のすべてに適合し、道路の通行上支障がないもの。
 - (ア)形態
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
 - (イ)規模
建築物の階数は1であること。

(ウ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(建築審査会への報告)

- 4 特定行政庁は、2による意見を得て神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項に基づく許可をした建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

この基準は、令和6年1月30日から施行する。